

# 市役所以外での主な手続き一覧

該当する項目に印をつけ、手続きが完了したら"済"の欄にチェック☑をしましょう。

区分	手続きの種類	主な手続き	該当	済	問い合わせ先など
市役所以外での手続き	厚生年金・協会けんぽ健康保険加入者等	遺族厚生年金: 厚生年金加入者(亡くなられた人)に生計維持されていた遺族に支給されます。 埋葬料: 協会けんぽの健康保険の加入者本人又は被扶養者が亡くなられたとき、遺族に支給されます。		<input type="checkbox"/>	堺西年金事務所 Tel 072-243-7900
	共済年金等の手続き	共済組合等へ確認してください。		<input type="checkbox"/>	各共済組合 等
	生命保険	死亡保険金の請求・入院給付金の請求等		<input type="checkbox"/>	加入している生命保険会社
	預貯金口座	口座凍結解除手続き		<input type="checkbox"/>	各金融機関 等
	株式等	名義変更		<input type="checkbox"/>	各証券会社 等
	遺言書	検認・開封		<input type="checkbox"/>	大阪家庭裁判所 岸和田支部 Tel 072-441-6803
	固定電話・携帯電話	契約継承・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	インターネット	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	NHK受信料	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	フリーダイヤル 0120-151515 有料ダイヤル 050-3786-5003
	電気・ガス料金等	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	領収書に記載されている会社及び営業所
	運転免許証	返納		<input type="checkbox"/>	光明池運転免許試験場 Tel 0725-56-1881 和泉警察署 Tel 0725-46-1234
	普通車・二輪等のお手続き	名義変更・廃車等		<input type="checkbox"/>	大阪運輸支局和泉自動車検査登録事務所 Tel 050-5540-2060
	軽自動車等のお手続き	名義変更・廃車等		<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会大阪主管事務所和泉支所 Tel 050-3816-1842
	クレジットカード	解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	ケーブルテレビ	名義変更・解約		<input type="checkbox"/>	各契約会社 等
	不動産登記関係	土地・家屋等相続登記		<input type="checkbox"/>	大阪法務局岸和田支局 Tel 072-438-6501
	国税関係 (相続税、所得税、消費税)	相続税・所得税・消費税申告		<input type="checkbox"/>	泉大津税務署 Tel 0725-33-5601
	国債を所有していた人	記名変更・償還金受領		<input type="checkbox"/>	償還金支払場所または証券保険証書に記載の郵便局

# 委任状

和泉市長 様

令和 年 月 日

代理人

住所

電話番号

氏名

私は、上記の者を代理人と認め、下記の事項について委任します。

## 記

委任事項（委任する事項の□に✓を入れてください）

亡くなられた人（氏名 \_\_\_\_\_）に関する市役所内の手続きについて、下記の事項を委任します。

- 死亡後の手続き案内の確認・世帯主変更の届出
- 住民票（除票）の写しの交付申請・受領
- 戸籍証明書の交付申請・受領
- 税に関する証明書の交付申請・受領
- 死亡後の手続きに関する一切について
- その他（ \_\_\_\_\_ ）に関する一切の手続き

委任者

住所

電話番号

氏名

（自署または記名押印）



# 永代供養付 樹木葬専門霊園

ハピネスパーク



## 千年オリーブの森®

堺・和泉



### 5つの安心

- 1 人数制限**  
人数制限なし  
何人でも納骨可能
- 2 合祀・永代供養期限**  
期限後の合同墓への移動なし  
家族だけで永遠に眠れる  
年3回の合同供養付
- 3 アクセス**  
府道230号線  
光明池駅から南海バスで5分  
ららぽーと和泉沿いにあります(春木岸和田線)
- 4 バリアフリー**  
全ての通路幅が広く、車椅子でどの場所でもお墓参りがしやすい  
水汲み場に段差がない
- 5 宗旨宗派**  
宗旨宗派は問わない  
無宗派の方でも納骨が可能

**価格**

墓石(線香皿・花筒付)		合計金額
<b>88万円(税込)</b>		=
永代使用料・永代供養料		
<b>20万円</b>		
管理費		<b>123万円</b>
<b>15万円</b>		

**ご相談ください**

- ・息子・娘はいるが、遠くに住んでいる
- ・娘しかいない
- ・子供に負担を掛けたくない
- ・お墓じまい・お骨の移動、全国手続き
- ・終活
- ・独り身(死後の手続き)
- ・位牌・仏壇の供養と処分
- ・オリジナル彫刻デザイン
- ・遺品処理

大阪府和泉市三林町 845-1 ☎ 0120-81-8874

TEL 0725-56-7000

営業時間 9:00~17:00 定休日:水曜日

※お彼岸・お盆・GW・年末年始・祝日休まず営業いたします



ホームページ  
QRコード



グーグルマップ  
QRコード

●指定石材店/株式会社 西鶴 ●事業主体/宗教法人月宮寺 ●許可番号/和泉環第2743号  
●広告主/株式会社 西鶴(本社) 576-0061 大阪府交野市東倉治2-1521 072-810-0088

# もしもの備えをしましょう

家の所有者等の高齢化に伴い、心配されるのが認知症です。

厚生労働省の発表では2025年には高齢者の5人に1人が認知症を発症する恐れがあると予測しています。

認知症などで判断能力を失ってしまうと、契約や預貯金の引き出しなどができなくなってしまいます。

本人が判断能力を失った後は、家族であっても本人の代理はできませんので、特に注意が必要です。

## 成年後見制度

### 任意後見人と法定後見人

後見人には、任意後見人と法定後見人の2種類があります。

後見人の任務は、法定後見の場合は財産管理と身上監護に関する事務のほか、空き家の管理も務めになります。

任意後見の場合は任意後見契約に定められた事項が後見人の任務となるため、空き家の管理も任意後見人の権限でできるよう契約において設定することが重要になります。

備えて  
大切ね!



所有者に  
判断能力がある時に  
定める

### 任意後見人



所有者に  
判断能力がなくなった  
後に選任される

### 法定後見人

後見人が  
空き家を売却  
できる?

例えば、認知症の所有者が、施設などに入所するための費用を捻出するために、後見人が財産を売却することは可能です。あくまでも本人を保護するために必要な場合に限られ、自由に売却できるものではありません。特に、法定後見人が居住用の財産を売却する場合は裁判所の許可が必要です。



## 遺言

### 相続人を決めておく

自分が死んだ後、誰に、何の財産を相続させるのかを決めるために、最も効力があるのが遺言です。遺言にはいろいろな決まりごとがあり、場合によっては無効になることもありますので、司法書士などに相談して作成した方がよいでしょう。



遺言による  
相続は  
拒否できる?

遺言書に相続させると書かれていても、相続人がそれを辞退することは可能です。そのようなことにならないように、予め、相続させたい人と話し、合意しておくことが重要です。遺言書も、判断能力があるうちに作成しておかないと、無効となることもありますので、特定の人に相続させたい場合は、早めに遺言書を作っておいた方が無難です。